

令和 8 年 8 月 5 日

小豆構想区域地域
医療構想調整会議

資 料
1

令和 8 年度病床数適正化緊急支援事業 について

令和 8 年 8 月

香川県健康福祉部医療政策課

令和8年度病床数適正化緊急支援事業について

事業概要

○ 効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化（病床の削減）を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担への支援を行うもの。

○ 以下のとおり削減した病床（一般・療養・精神）1床あたり4,104千円を支給する。

※ 対象の病床が休床中の場合、1床あたり2,052千円

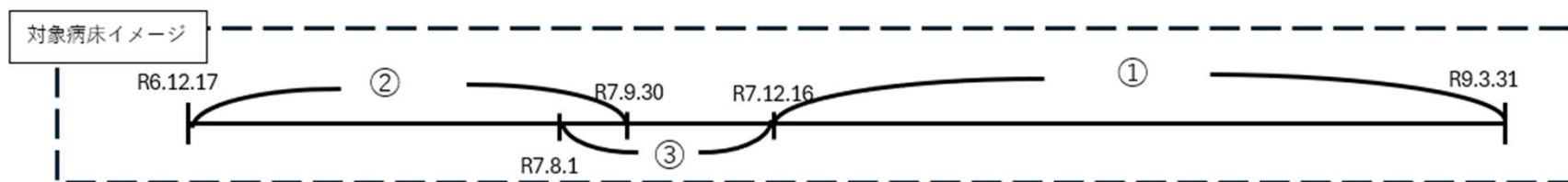
<対象となる削減病床>

① R7.12.16からR9.3.31までに削減した病床

② R7病床数適正化事業で不採択となった病床のうち、R6.12.17からR7.9.30までに削減した病床

③ 「地域医療構想の取組みの推進に向けた調査」（R7.8.14付厚生労働省による削減意向調査）において、削減の意向を示した上で、R7.8.1からR7.12.15までに削減した病床

⇒ 一部の削減済み病床についても、令和8年度事業の対象とすることができる。



事業スケジュール

・ R8.6.23 ~ R8.7.14 医療機関からの第一回申請受付期間（県で内容を審査する）

・ R8.8.5 ~ R8.8.19 地域医療構想調整会議での議論

・ R8.8.24まで 県から医療機関へ認定・不認定を通知するとともに、国へ申請様式を提出

・ （時期未定） 国からの業務委託を受けた基金管理団体から医療機関への給付金支払い

※ 今後、第二回申請のスケジュールが厚生労働省から提示される見込み。

令和8年度病床数適正化緊急支援事業について

第一回申請医療機関一覧

3頁のとおり

調整会議での議論の対象となる病床削減

- (ア) 都道府県への申請日時点において、入院医療の受け入れを行ってない場合、もしくは、削減により入院医療の受け入れを停止する（無床診療所への変更を含む。）場合
- (イ) 令和9年3月31日時点において廃院する予定の場合
- (ウ) 現に患者が入院している病床を削減する場合
- (エ) 病床数をあわせて100床以上削減をする場合
- (オ) その他、都道府県において議論が必要と認める場合

※ (ア) 及び (イ) は、本来本事業の支給対象外だが、調整会議での議論により、当該地域における医療提供体制に支障がないと認めたものは、支給の対象とすることができる。

基準病床数の削減

- 医療法の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）及びR8.4.8付け厚生労働省通知により、病床数の適正化を目的とした事業により削減した病床については、令和9年度上半期までの間に、基準病床数から不可逆的に減ずること、とされている。



今後、令和7年度病床数適正化事業及び令和8年度病床数適正化緊急支援事業で削減した病床を基準病床数から削減することとする。

令和8年度病床数適正化緊急支援事業 第一回申請医療機関一覧

【今後削減予定の病床】

医療機関名	構想 区域	削減前許可病床数				削減予定病床数 ※うち()は休床中				削減後許可病床数				国の要綱に基づく 調整会議での 議論の要否	備考
		一般	療養	精神	計	一般	療養	精神	計	一般	療養	精神	計		
小豆島病院	小豆			184	184			144	144			40	40	必要 (100床以上の削減)	

【調整会議での議論が必要な医療機関数】

議論が必要な理由	医療 機関数	備考
100床以上の削減	1	
計	1	